

2012年11月14日

厚生労働大臣 三井辨雄 殿

薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AM ビル 4階

TEL.03-3350-0607 FAX.03-5363-7080

URL <http://www.yakugai.gr.jp>

## 西友の登録販売者試験不正受験問題に関する緊急要望書

### 要望の趣旨

当会議は、以下の事項を要望する。

- 1 登録販売者試験の受験要件である実務経験に関する証明資料として、従事した業務内容や薬剤師の指導内容を記載した月毎の報告書を提出させるよう制度改正をすること
- 2 登録販売者試験の不正受験が行われた場合の法的制裁として、(1)不正受験者に対する将来5年間の受験資格停止、(2)不正な実務経験（見込）証明を行った医薬品販売業者に対する将来5年間の実務経験証明禁止を内容とする制度改正をすること
- 3 各都道府県に対し、速やかに、(1)過去の実務経験証明に西友と同様の不正が存在したか、(2)医薬品販売業者の実務経験証明の実態がいかなるものかについて調査を実施し、今年度中にその調査結果を公表するよう指導すること

### 要望の理由

本年11月4日、各都道府県で行われている登録販売者試験において、大手スーパーの西友が、受験に必要な実務経験のない大量の従業員に、業務内容や従事時間を偽った実務経験証明書を発行していた疑いがあることが報道された。

登録販売者資格は、平成18年薬事法改正によって新設された一般用医薬品販

売の資格であり、一般用医薬品をリスクの程度に応じて適正な専門家を関与させ医薬品の適切な選択及び適正な使用を確保するという法改正の趣旨を象徴する新資格であった。

しかし、今回の報道以前にも実務経験を偽って不正受験をしていたケースが多数報告されているにもかかわらず、実効性のある制度改革は行われてこなかった。そこで、当会議は本年 10 月 25 日、厚生労働省に対し、不正受験に対する法的制裁の強化等を内容とする「登録販売者試験受験資格に関する要望書<sup>1</sup>」を提出した。今回の報道は、当会議が上記要望書を提出した矢先の出来事であった。

上記報道に関し、三井厚生労働大臣は、11 月 6 日閣議後の記者会見において、「制度趣旨や運用を徹底し、研修の充実を図る」旨述べたものの、具体的な対応は各都道府県への調査の指導にとどまっており、その対応は極めて不十分と言わざるを得ない。

登録販売者試験受験者の実務経験証明方法については、本年 4 月 1 日から、「勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」として、タイムカード等の提出が義務付けられた。しかし、タイムカードだけでは、出退勤の時刻しか記載されないことから、その時間、実際に薬剤師等の指導のもとで医薬品販売に従事していたかどうかを確認することは不可能である。

また、実務経験証明を受けて登録販売者試験に合格したい受験者と、登録販売者を合格させて医薬品販売を展開・拡大したい医薬品販売業者の利害が一致する以上、今後も虚偽の実務経験証明書の発行が行われ、組織的な不正受験が行われる危険性は十分に予想される。

「制度趣旨の徹底」を図るのであれば、各都道府県への実態調査を指導するだけでなく、より実効性のある具体的対策を実施する必要がある。

そこで、当会議は、要望の趣旨記載の対応を求める次第である。

以上

---

<sup>1</sup> <http://www.yakugai.gr.jp/topics/topic.php?id=817>